

2022年1月26日(水)

沖縄タイムス(1) 拠点返還地の要件緩和

政府 キンザー跡利用念頭

保存先:22

拠点返還地の要件緩和

政府 キンザー跡利用念頭

【東京】政府が今国会に提出する駐留軍用地跡地利用推進特別措置法の改正案に、国が跡地利用を積極的に支援する「拠点返還地」の指定要件を緩和する特例が盛り込まれることが25日、関係者への取材で分かった。円滑な跡地利用を進める狙いで、段階的返還が予定されている米軍牧港補給地区(キャンプ・キンザー)の指定が念頭にある。現行法や政令では「豊か

な生活環境の創造の拠点になる」などと認められ、日米合同委員会の合意で返還された200畝以上の軍用地を「拠点返還地」に指定した際、整備に関する国の方針策定を義務付ける。嘉手納以南の米軍施設の統合計画で、キンザーは2024年度以降、200畝未満の区域が2段階に分けて返還される予定だが、日米合同委員会で具体的な返還日は合意されていない。

改正案では軍用地の段階的返還がすでに決まっている場合に、日米合同委員会の合意前の区域も含めて拠点返還地に指定できる特例を創設。大部分の返還時期が異なる区域でも国の方針が策定され、一体的で円滑な跡地利用が進む可能性がある。200畝未満の場合は、駐留軍用地跡地利用推進協議会の協議によっては、方針策定も可能とされるが、

国の義務付けはない。

県は昨年4月にまとめた沖縄振興に関する制度提言で、段階的返還の区域は「方針策定義務の対象外となる可能性があり、一団の土地としての利用に支障が生じる」と指定要件緩和を要望。県軍用地等地主会連合会(土地連)も昨年末、段階的返還が予定される区域を拠点返還地に指定するよう国に求めている。

健康医療拠点としての整備が進むキャンプ瑞慶覧の西晋天間住宅地区跡地(宜野湾市)も14年1月、現行法に基づき拠点返還地に初めて指定された。

(東京報道部・新垣卓也)